

令和3年白老町議会定例会3月会議会議録（第6号）

令和3年3月23日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時18分

○議事日程 第6号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第13号）
- 第 5 議案第27号 令和2年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第28号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

- 議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第13号）
- 議案第27号 令和2年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君			
副	町	長	古	俣	博	之			
副	町	長	竹	田	敏	雄			
教	育	長	安	藤	尚	志			
総	務	課	長	高	尾	利			
財	政	課	長	大	黒	克			
企	画	課	長	工	藤	智			
経	済	振	興	課	長	富			
農	林	水	産	課	長	三			
生	活	環	境	課	長	本			
町	民	課	長	岩	本	寿			
建	設	課	長	下	河	勇			
健	康	福	祉	課	長	久			
子	育	て	支	援	課	長	渡		
学	校	教	育	課	長	鈴			
生	涯	学	習	課	長	池			
病	院	事	務	長	村	上			
ア	イ	ヌ	総	合	施	策	課	長	笹
消	防	署	長	早	弓	格			
経	済	振	興	課	参	事	白		

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	橋	裕	明	君
主	査			小	野	寺	修	男

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日3月23日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月19日に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、3月19日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

3月19日に町長の提案に係るものとして、令和2年度の一般会計補正予算1件、令和2年度の事業会計補正予算1件、令和3年度の一般会計補正予算1件、及び条例の一部改正1件、計4件の議案の提出がありました。

3月19日に議案説明会を開催した結果、議案4件は本日の議題に供することとしました。

また、町の条例改正に伴い、白老町議会委員会条例の改正が必要となったことから、議会から発議1号を提案することといたしました。

白老町議会委員会条例の一部改正の発議1件は、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定に基づき、議会運営委員長名で提出いたします。

これらの議会関係の議案についても、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会3月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

白老町立国民健康保険病院における内科常勤医師の採用についてであります。

先の行政報告において、4月1日付にて内科常勤医師1名の新規採用についてお知らせしたところではありますが、このたび、もう1名の内科常勤医師として、道外の民間医療機関に勤務していた、内科医師谷藤壮光（たにふじたけひこ）氏を、4月1日付にて新規採用することといたしました。

本病院における谷藤医師の担当については、外来及び入院診療や各種健診等が主な業務となり、特に新型コロナウイルス感染対策における発熱外来対応や、今後、本格的に開始する新型コロナウイルスワクチン接種業務に加えて、専門分野である老人医療に精通されていることも、高齢者患者が多い本病院においては、即戦力として大いに活躍を期待するところでもあります。

2年振りに常勤医師3名体制を実現できたことは、町民の皆様へ安定した医療を提供することや、新年度の医療体制を編成する上で朗報となりましたが、慢心することなく、欠員となる外科常勤医師の確保に向けて、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、本3月会議には、引き続き議案4件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

◎議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,790万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和2年度白老町一般会計補正予算(第13号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算(第4号)

○議長(松田謙吾君) 日程第5、議案第27号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) 議27-1をお開きください。議案第27号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)。

第1条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款病院事業収益、既決予定額10億5,852万6,000円、補正予定額1,600万円、計10億7,452万6,000円。

科目、第2項医業外収益、既決予定額4億7,616万6,000円、補正予定額1,600万円、計4億9,216万6,000円。

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

事項、財務会計システム等一式賃貸借、既決予定額522万4,000円、補正予定額マイナス522万4,000円、計ゼロ円。

令和3年3月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第28号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第28号でございます。令和3年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,400万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,400万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月19日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 15ページのプレミアム付商品券発行事業についてお伺いいたします。

これまで2回、これと同じ事業をされてきています。そして、その後、12月にも65歳以上の高齢者の方にも商品券を配布しております。それで、今回またこのような形になるというのは、過去において商品券を発行されてどのような効果があったのかというのがまず1点、今回のこの3,400万円は、それを誰からどのような形の要望が強かったのか。それでどのような効果が期待されるのか。これについてももう少し具体的に説明をしていただければと思うのですが、といいますのは、プレミアム商品券をやるのはすごくいいことだと思うのですが、ただ、前回も業者が少ないとか、いろいろな意見があったものですから、その辺はどのように町として改善されたのかも含めてお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） まず、これまでの商品券の事業効果でございます。令和2年度におきまして、2回商品券事業を実施をいたしまして、まず特徴的だったこととしては、コロナ禍ということで、感染予防意識の高まりから衛生用品の売上げが多かったというようなことがあったり、ステイホームということで、お家時間というようなことでホームセンターとかの使用実績が伸びたといったような、あくまで特徴ということですが、そういったようなことになってございます。参加事業所に対するアンケート調査というのを毎回行っているのですが、消費者の方々に商品券によって町内消費が活性化したかという問いに対しては、半数以上の方がはいとご回答したことからも、町外への消費の流出に歯止めをかけるために一定の効果があったものと認識をしております。また、同じくアンケート結果といたしましては、行く機会のない、行ったことない店を利用したという回答が従前よりも増えておりまして、事業者の方々にとりましては売上げの向上のみならず、新規顧客の開拓機会にもつながったものと捉えてございます。こちらの商品券については、日々商工会と打ち合わせをしている中で、ぜひやったほうがいいのではないかというようなご意見をいただいているところです。あと、消費者の方々のアンケート調査の結果などを踏まえまして、令和3年度においてもまだまだ新型コロナウイルスの終息がいつになるか見えない中で消費喚起対策、町内でお金を循環させる対策として考えているところでございます。業者が少ないということにつきましては、今回につきましては、事業者数としては2回とも140者程度、店舗数にして160ぐらいの店舗、1事業者で2店舗、3店舗持っているところもありますので、店舗としてはそのぐらいの企業さん、店舗さんが参加をしております。どうしても使われる店舗が均等ではないというようなところはありますが、そこについては完全に均等にはなかなかならないというところもあって、私どもとしても利用の多いところ、少ないところというのがどうしても発生してしまうというのは認識はしているところでございますが、そこについて何らかの改善策があるのかどうか今後考えていく必要があるのかとは思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） ありがとうございます。白老町民の方々もこれによって、事業者はも

ちろん町民の方々も自粛、自粛とテレビでも言っていますがストレスたまってきて、どうやって日々の暮らしに楽しみを持たせようかと思っている部分もありますので、この事業はぜひ活性化していただければと思います。

それともう一つ、これには載っていないのですが、リフォームという部分は考えなかったのかどうなのかというのが一つと、それと宿泊業者のほうの方々G o T oキャンペーンはゴールデンウィーク以降となっていますが、それまでの間の対策とかというのはこの商品券だけでも使えて何とかかなりそうなのか、その辺白老の事業者の方の経済的状況をお伺いして私の質問の終わりとします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） まず、リフォームの考えでございます。リフォームにつきましてもいろいろと検討したのですが、現在リフォームを行うことが換気システムですとか、そういった部分の対応するというようなことであればいいのですが、一般的な屋根、壁の改修だとか、そういった部分については今できる人、できない人というような部分も含めて、今やることというのが適切な時期ではないだろうというようなことで、今回はリフォームについては実施は見送っているというような状況になってございます。

それから宿泊ですとか、G o T oトラベルの関係につきましては、G o T oトラベルが再開するまでの間というようなご質問でございましたが、先ほどの令和2年度第13号の補正で繰越明許費のほうに、しらおい観光満喫割事業というようなところで3,500万円強の事業を990万円上乗せして、事業を改めて新年度に適切な時期に行おうという考えで今いるというようなことでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議29-1をお開きください。議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月19日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議29-3をお開きください。附則です。

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（白老町地方港湾審議会条例の一部改正）

2 白老町地方港湾審議会条例（昭和58年条例第30号）の一部を次のように改める。

第7条中「経済振興課」を「産業経済課」に改める。

次のページ、議案説明です。現下の社会情勢や多様化する行政課題に的確に対応しつつ、政策及び意思決定を効率的かつ柔軟に進めるとともに、組織間の連携及び調整をより迅速かつ円滑にし、第6次白老町総合計画、並びに行財政改革推進計画を着実に推進する体制を確立するため、令和3年度から段階的に組織機構改革を実施することから、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町課設置条例新旧対照表

改正前	改正後
（課の設置）	（課の設置）
第1条 略	第1条 略
総務課	総務課
財政課	企画財政課
	政策推進課
税務課～生活環境課 略	税務課～生活環境課 略
企画課	産業経済課
アイヌ総合政策課	削る。
経済振興課	削る。
農林水産課	削る。
建設課	建設課

(事務分掌)

第2条 略

総務課

(1)～(6) 略

- (7) 情報化の推進及び管理に関する事項
- (8) 行政運営の総括及び調整に関する事項
- (9) 重要政策課題の特命に関する事項
- (10) 行財政改革の推進に関する事項
- (11) 行政評価及び事務改善に関する事項

財政課

- (1) 予算その他財務に関する事項
- (2) 契約に関する事項
- (3) 公有財産に関する事項

税務課

(事務分掌)

第2条 略

総務課

(1)～(6) 略

- (7) 交通安全に関する事項
- (8) 防犯に関する事項
- (9) 情報化の推進及び管理に関する事項
削る。
- 削る。
- 削る。
- 削る。
- 削る。

企画財政課

- (1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- (2) 基本構想及び総合計画に関する事項
- (3) 統計に関する事項
- (4) 広報広聴に関する事項
- (5) 予算その他財務に関する事項
- (6) 契約に関する事項
- (7) 公有財産に関する事項
- (8) 行財政改革の推進に関する事項
- (9) 行政評価及び事務改善に関する事項

政策推進課

- (1) 重要政策課題の特命に関する事項
- (2) 地域の活性化に関する事項
- (3) 都市政策に関する事項
- (4) アイヌ施策に関する事項

税務課

(1)～(2) 略

町民課～高齢者介護課 略

生活環境課

(1) 略

(2) 交通安全に関する事項

(3) 防犯に関する事項

(4) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

企画課

(1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項

(2) 基本構想及び総合計画に関する事項

(3) 統計に関する事項

(4) 広報広聴に関する事項

(5) 町民活動及び町内会に関する事項

(6) 地域の活性化に関する事項

アイヌ総合政策課

(1) アイヌ施策に関する事項

(2) 象徴空間の開設準備に関する事項

(3) 象徴空間による地域活性化に関する事項

経済振興課

(1) 観光に関する事項

(2) 商業及び工業に関する事項

(3) 労働行政に関する事項

(4) 企業誘致に関する事項

(5) 港湾に関する事項

農林水産課

(1) 農畜産業及び水産業に関する事項

(2) 林業及び緑化に関する事項

(1)～(2) 略

(3) 未収債権の管理に関する事項

町民課～高齢者介護課 略

生活環境課

(1) 略

(2) 町民活動及び町内会に関する事項

削る。

(3) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

削る。

削る。

削る。

削る。

産業経済課

<p>建設課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>象徴空間周辺整備に関する事項</u></p>	<p>(1) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(2) <u>商業及び工業に関する事項</u></p> <p>(3) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(4) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(5) <u>港湾に関する事項</u></p> <p>(6) <u>農畜産業及び水産業に関する事項</u></p> <p>(7) <u>林業及び緑化に関する事項</u></p> <p>建設課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>削る。</p>
--	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。今回の組織機構改革に基づいて課設置条例が上程されたわけですが、そこについて何点か質問していきたくと思います。

まず、今回、部門制を取るということがありまして、これについては私なりに理解しました。というのは、この部門内の課の中での連携を図られるのかだとか、あと今回も課や室が大分整理をされたと。そういった部分の人口減少を見据えた形のスリム化的な、より効率的な組織づくりをねらったのかと感じていますが、この部門別にした意図は町側としてはどのようにお考えなのか伺いたくと思います。

また、一つ気になったのが、企画課と財政課の統合なのです。ここの機構改革に目指す組織とありまして、この機構改革によってどういう姿に変わるのかということが明記されていることはいいと思います。ただ、ここでいわゆる財政というのは財政規律を守りながら、例えがいいのかどうか分かりませんが、政策課題に対してある程度、財政規律をかけていくといった立場、いわゆるブレーキ的な部分と、あとは企画課は将来のまちづくりの像を見据えて事業を推進していく立場にあるのかと解釈しているのです。そういった部分が合体するというのは、言い方は悪いのですが権限が一つに集中してしまわないのかと心配をしているのですが、その辺りはどのように整理をしていこうとしたのかどうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず今回、全部署の職員が常に白老町の未来を考えてしなければならないという意図のもと、部門については部の設置によって大きな目的は、情報共有だとか、連携、協力体制をしっかり整えながら、あと意思決定過程を部門の内部、それと部門間でしっかり段階的に進めていくというような形で、そういった意思決定過程をスムーズにするというのがまず1点と、あとそのことによって連携、調整、あと協力体制の強化を図っていきたく

ということが大きな考え方でございます。

あと、企画と財政なのですが、今回企画課と財政課を統合して、それからあと総務課から行財政改革の推進というものを含めまして、総務課からは行政評価だとか、行政改革の推進といったものの事務分掌も取り入れたところでございます。権限が集中するのではないかというような懸念もお話されておりましたが、こちらについては企画担当が施策の推進、財政担当が財政規律の遵守と、そういったようなアクセルとブレーキの関係が一緒になっていいのかというところもあると思うのですが、そういった部分についてはこれまでのそういう考え方ではなく、企画担当、財政担当、行財政改革の担当がそれぞれ財政規律の遵守ですとか、事業の選択、集中という、その双方に高い認識を持ちながら、相乗効果を発揮して、限られた財源の中でより効果的に事業を選択していくというような形を進めていくという考え方で、このたびは企画と財政、行革の部分の統合させていただいたというような考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。企画と財政の件ですが、考え方としては分かりました。具体的な話で、上程した資料を見ると、課のことは書いているのですが、グループの関係もおそらく整理しているのかと感じていました。例えばですが、地域振興にかかわる部分は政策推進のほうにいて、管理系のほうが財政のほうに移ったりだとか、こういった関係で企画はそっくりそのまま財政のほうに移るわけではないのかと文言で見てとれるのですが、その辺り企画、財政の考え方、まずそこら辺のグループ制も含めた部分も含めてどのような仕立てになっているのかどうかについて。

それと、あともう一つ理解をしていかなければいけないと感じたのは、政策推進課と企画財政課の役割なのです。片方は企画が入っていて、そこはそのグループどうのこうのというところで整理できているのかもしれませんが、政策推進課のほうも重要政策課題や地域の活性化に関する事業は推進をしていくといった立場で書かれています。また一方で企画は企画として財政のほうに合体していくと。その辺りの整理と、その狙い、どのようにお考えか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず関連はしてくるのですが、企画の今回グループの、現在企画グループが持っている所管のものについては企画財政課に所管替えをして、地域振興グループが持っているものについては政策推進課のほうに持っていくというような形になってございます。こちらの意図としては、その政策推進課の設置目的にもなるのですが、政策推進課では事務分掌から見て、まず重要施策の課題の特命に関する事項ということで、スポーツ合宿の誘致だとか、病院改築の推進といったもの。それとあと地域活性化に関する事項としては、今地域振興グループでもっている協働のまちづくりの推進ですとか、多文化共生の推進、それとあと地域公共交通の再編の作業を今しているというものでございます。そういったものを、そういう重要事項だとか、喫緊に解決しなければならないものに特化したという形での政策推進課という位置づけを設けさせていただきました。逆に企画財政課につきましても、総合計画に関する部分ですとか、従来もっていましたが広報広聴に関する部分、あと財政と若干かぶるといふか、今事業費だとか、予算の関係の部分では若干一体となってやっている部分も既にございますの

で、そういったどちらかという通常、毎年度実施していくというような取り組みについてのものを集約したというような考え方で進めておりました、部門を設けていますので、こちらお互いに部門内での話し合いだとか、そういうものをお互い進めながら、総務課も同じ部門なのですが、人とお金をどうやって使っていくかということ全体として取り組みを総合計画ですとか、行財政改革の推進を進めていきたいという考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。最後に、機構改革により目指していく組織のあり方の中で、ここに3点、説明資料にあります、これが実現できればいいと考えています。ただ、これが今回の機構改革によって、やはり一歩前に進むのかどうか問われなければいけないと考えています。まず企画、財政については分かりました。管理部門的な部分は財政のほうに移しながら、まちの振興にかかる件は政策推進のほうに担っていくと。これはどちらもいつてしまうのは私もどうなのかと思ったのですが、今、高尾総務課長の答弁でなるほどと思ったのが、例えば病院改築の推進だとか、様々な大型の行政課題をどうスピード感を持って推進していくのかといった部分、それが今、財政健全化計画から財政健全化プログラムがあって、さらに財政健全化プランがようやく終わって、財政健全化法に基づく、いわゆる財政健全化計画ではないと、今回の行財政改革推進計画は位置づけられています。本当に久しぶりに私たちのまちが財政健全化というところが一つプランを、一部では将来負担比率だとかは想定以上の形で終わることができました。そうしたまちが今後何をしていくべきかという中で、私はやはり様々な課題を推進していくべきだと思うのです。なので、私はこの政策推進課と、あえて政策課ではなくて政策推進課と名づけたことには多分、意図があるのだろうと捉えていました。こういった様々な重要政策課題をどうやってスピード感を持って解決を図っていくのか。そこに政策推進課のおかれた意味があるのかと考えていますが、最後にその政策推進課のあり方について伺って終わりにします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 組織機構の話なので私からお話したいと思います。今、担当課長と広地議員の間に1点、2点答弁したのですが、分かりやすくお話をします。今回の組織機構で財政と企画と政策推進という形なのですが、私も職員から説明されてそうだったのが、企画財政課は財政と企画の部門の管理部門を担うと。そして政策推進課というのは、事業部門を担うというのが分かりやすい説明かと思っております。最後の広地議員の質問であります、今までやはり財政健全化プランを進めていた中で、どちらかというブレーキが強い政策というか、まちづくりを進めてきました。庁内でもいろいろな議論はあったのは事実であります、これからはアクセルとブレーキのバランスをきちんと持っていかなければならないと考えていますし、まずこれから起きる人口減少に対応した行政組織の見直しということで、毎年毎年ではないのですが、数年をかけて行政組織をきちんとしたピラミッドをスリム化していかなければならないと考えております。その中でもきちんと連携を取るために部門制を置いて、課も少しずつ少なくしていくというような考えでありまして、政策推進課の推進という言葉はまさしく、これから今までなかなか財政等々課題があつて進められなかった部門を、全てできるとは

思っておりませんが、なるべく将来のまちづくりにつながるような大きな政策等々も進めたいと考えて政策推進課という名称にさせていただきました。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） ただいま同僚議員のほうから事務分掌について詳しい質問がございましたので、また違う観点から質問させていただきたいと思います。

この議案について、もちろん議案説明にありますとおり総合計画、スリムな行政を目指す。また、行財政改革計画では大課制、グループ制をうたっておりまして、それがこの第一弾なのかと考えますが、大きく今後の進め方についてお考えがありましたらお示しいただければと思います。

そしてもう一つ、今、人口減少の中、職員の数が大変減少してきております。それはもう必然のことだと思います。その中であって、職員の時期的業務の平準化というような考え方がこの中にあるのかと思いますが、その職員個人個人、忙しければ、そうでもないときもあります。

それがこの大グループ化、大課制ということで、それがお互いをかばえ合える組織というのはこれが目指しているところなのかという1点の要因かと思いますが、そのお考えを伺います。

そして最後もう一つ、従来組織の行政の組織では、縦割り行政というのが大変、これが町民、また行政を利用する方にとって不都合が大きいデメリットだといわれておりましたが、この大課制というのは、これが抜本的に改革できるということではないのでしょうか、これが縦割り行政という考え方についての一つの物に対して緩和ができるという想定もされているのかどうか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず1点目、今後の進め方ということです。説明会でもお話しましたように、これは令和3年度から令和10年度まで8年間の行財政改革推進計画に位置づけて進めるものでございます。基本的には、このたびも内部的にはいろいろ議論させていただいた、いかに事業が円滑に進むかという中で、やはり部制ですとか、理事を導入するだとかということも議論としては考えましたけれども、そういった部分では今後もそういった検討を進めながら、いかに課題を迅速に円滑に事業が進むかという考え方の中で、組織のあり方についても部制なり、副町長の複数体制がどうなのかということなども検討しながら、大課制の推進に向けて進めていきたいと考えております。

あと、時期的な平準化という意図なのですが、もちろんそういった繁忙期がある職場だとか、そういうものもございまして、実際そういう組織全体というよりも、その部分に関して言うと、やはりグループ制ですとか、応援体制をしっかりと整えていくという部分でございまして。様々な課題を抱えている中で、一時期に比べて職員が減少している中で、まだ課の数が大きく変わらなかったり、グループの数も多くなったりという現状としてはそういった事実がございまして、そういう中においてやはり働き方改革といいますか、そういう視点も持ちながら職員が能力などを発揮できる、そして意欲を持って能力を発揮できる組織づくりをしていかなければならないという意図のもと、そういったグループ間のやり取りだとか、応援体制、そうい

うことも視野に入れながら大課制に向かって進めていきたいという考え方でございます。

それと3番目も交えて話をしましたけれども、今言ったように大課制については、そういった様々な課題、例えば業務量が非常に多くて一人の人に業務量が固まるというところが、全てではないのですが、そういうところも見られたり、なかなかそうなってしまうと休みたくても休めないだとか、そういったものが出たりだとか、あとちょっとひどくなると実際にメンタル的なものが発症するというような実態もございますので、やはりこれは先ほども言いましたようにお互いに助け合いだとか、協力し合える組織というものが必要になってくるのかと考えています。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） まず一つ目答弁いただきました、これからの進め方、考え方についてです。職員さん個人個人の能力がきちんと発揮できるような組織改革ということで、高尾総務課長のほうから部制というお言葉も出ました。今回は部門制という形になっているのかと思いますが、将来的にはやはり部制、それもどうなのかと検討していくべき一つの課題なのではないかと私も理解しております。ぜひとも8年間、今計画を立てたところでございます。中間年では検証するというシステムになってございますが、その都度、ある程度一定の評価をしながら、またこの機構改革は進めていくべきなのかと。一度に全部変えていくというのは、組織といえども人だと私は考えておりますので、その点では8年間じっくり考えて、どういう形が町民に対して素晴らしい行政システムを構築できるのか。そして職員さんが能力を発揮できるのか。その辺をきちんと検証しながらゆっくりと進んでいただければという個人の感覚を持っております。その点を1点質問いたします。

また、今回のこの大課制、大グループ化制が業務の平準化ということで、お互いをかばえ合える組織ということで、私はこういう形がやはりこれからの行政の形になっていくのではないかと考えております。当然、職員さんの数も減少してくるという形になりますので、手の空いている方は本当に隣の職員さんを手伝ってあげる、いろいろな形が取れるというようなことが他の市町村を見てもそういう時代にきたのだと感じているところでございます。これからますます白老町の人口は減少していきます。その中であって、ここは強く進めていくべきかと思っております。どこを早く進めて、どこをゆっくり進めるかという考えもあろうかと思っておりますので、ここの考え方についてももう一度お伺いしたいと思います。

それと縦割り行政の件ですが、組織が大きくなれば専門性が崩れるという方もいらっしゃいますが、やはり組織が大きくなるということでは今回ないのかと私は理解しているのです。何せ組織自体は小さくなりますので。ただ、課の中の役割は広がるということでございます。そうすれば全部の縦割りの解消ができるとは思っていませんが、大きくはありませんが、これが緩和になっていくと。担当者がいろいろなことを知っている。そういうことに関しては、対応能力が高まるのではないかと考えておりますので、その辺まとめて最後にこの組織機構の全体的な、今質問した進め方をお聞きしながら、最後の質問としたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは小西議員のほうからありました、最初にありました今後の

進め方、それから職員の業務の平準化、それから従来の縦割り行政のあり方からの緩和、それらを含めて、二つ目の質問を含めて、今回の機構改革の全体的な部分についての答弁をさせていただきたいと思います。

人口減が進む、これは事実といいますか、そういう状況が今社会状況の中で大きく進んでおります。ただ、人口が減になったからといえ、町民サービスがその分きちんと、その人口減の割りに合わせて減になっていくかという、なかなかそう簡単にはいかないだろうと。ましてやその行政サービスの質の問題が今度は、量の問題だけではなくて質の問題が問われてくる。そういう中で、役場としてどのような組織体制を持ちながら町民への行政サービスに対応していくか。そして、それも持続可能な本当に行政サービスとしてつないでいくためには、やはり職員の組織のあり方が問われるのではないかと、まずは基本的にはそういう押さえであります。そういう中でやはりこれまでの課の中でも職員の皆さんがそれぞれ本当に一生懸命頑張って自分の職務を遂行をしてきてくださっていますが、もっともっと幅広く横のつながりを強化していかなければ単純には縦で仕事だけをしては、先ほど前段に言ったような行政サービスの質的なところにはなかなか広がっていかないだろうと。ましてや職員数も少なくなっていく中で、一人の職員が持つ仕事量を今までのような形だけでは抱えきれない部分があると。それをお互いに支えあう横の広がりを強化していかなければならないと。そういうところが二つ目に大きくあります。そういう中で職員同士が本当に今までのグループ制も本来の形であれば、お互いがお互いに助け合うとか、協働の仕事をしていくことが大事であったわけですが、正直なところなかなかそうはいかない部分が多々ありました。そのところをもう少し広がりを持ちながら、組織をつくる中でお互いの持ち分をお互いに交互に助け合いながら進めていくことが大事にしていかなければならないし、そのことによって業務の平準化にもつながってくるのではないかと考えております。

それから、将来的な進め方でございますが、今回もいろいろと検討を内部ではしました。もちろん理事者の中でもかなり議論をして、まずは今第一段階としてやれるところは、これまでも議会の皆様方からもご指摘があったように、政策的な課題に対する迅速化といいますか、それとしっかりとした政策に対するつくり方をいかに作り出していくかということで、まずは総務、それからこれまでの企画等を含めて、どういう形があればいいのかその辺のところ、それからこれからの地域振興を考えていったときに、産業もそうですけれども、どういう組み立てが必要なのか。課としてのあり方が必要なのか。そういうような観点でまず第一段階、今回の組み方に提案として出させていただいております。ですから、先ほどもありましたように、財政と企画のアクセルとブレーキの関係も非常にこれは内部でも議論になりました。本当にこれまでの役場の状況の中でも、そういう悪しき部分もあったという事実も聞いております。ですから、そのところは本当に単純なる合体であっては決してだめだということは重々押さえながらも、要は簡単に言えば何をやるかということに対して、どういうお金を使っていくかというような辺りのところをしっかりとまた持たないと、なかなか上手に政策的な部分が迅速につくられていかないと。そういうようなところをしっかりと持つためにも、今回企画のところを分ける形で、実際的にはまずは管理部門、企画の管理的な部分については財政との組み合わせを

して政策づくりをしていく。それから政策推進のほうでは、現実的に実際的に今、町として、まちとしてやらなければならない課題の遂行、推進を政策推進課で図っていくと。そういうことでの今回のまず一つの組み方でございます。今後、この間の代表質問だとか、一般質問の中にもありましたけれども、福祉部門においてもやはり一つの窓口といいますか、実際的な業務のまとめ方を含めてやらなければならないところはあると思っています。そういうことも十分、今回も話は出て議論しております。それから、実際にはこれから数が少なくなってくる中で組織のつくり方としてピラミッド的な部分を考えていったときに、副町長制も今2人制の在り方についても、やはりそれらと同様にこれからの政策的な遂行の迅速化を含めて、どうしていくべきなのか、それは十分検討を今後図っていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私からは3点です。まず一つは、先ほど令和3年度の補正予算、これは可決されたところでありますが、新型コロナウイルスに係る臨時交付金事業、そういったような大型事業等を抱える中で、まず一つはそういった状況の中で今回4月1日、こういった機構改革に踏み切るところでいくと、町民の皆様への、要は行政サービスの停滞等、こういった部分は私心配するのですが、その辺についてのお考えが一つです。

それから2点目なのですが、この組織機構の部分でいくと、同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、段階的に進めるというところもありました。ただ、私はこの組織機構は行財政改革推進計画、これはすなわち8か年の計画、令和10年が一つの目標になって、そこが目標になるわけではありますが、先ほど来いろいろと説明がある中で内部の中での議論は重ねたというところで行きますと、今後人口減少に伴って職員数も減る、それはもちろん分かるのですが、ただ、それとはまた一方では例えば福祉や子育て、それから芸術、文化におけるNPOや各種関係団体、こういった皆様との協働によるまちづくりをすることによって、いかに今まで職員の皆様が抱えていた部分をそういった協働のまちづくりで進めていくか。すなわち今まで抱えていた業務を見直していく、外部に出していくですとか、そういったようなところももちろん必要になると私は考えます。そういったところが段階的に、もちろん令和10年度の組織のあるべき姿、そこには業務のあるべき姿、それから町民の皆様との協働のまちづくりのあるべき姿、これがあると思うのです。ここの部分がきちんとあるのですというところを確認させていただきます。

それから3点目です。今回の事務分掌の変更で、私が気になるのが、アイヌ総合政策課が統合により政策推進課ということになると。我がまちの強みはアイヌ文化政策、これが強みであると。このたび町長の執行方針、これはアイヌ新法踏まえてアイヌの施策も観光から複合的な取り組みをしなければならないといった中で、ウポポイがある本町として、このアイヌ総合政策課の役割というのは国に対してもそうですが、対外的にも大きな強みがあったのではないかと私は理解しますが、その辺のお考え、まずその部分を3点お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず1点目の行政サービスへの影響がどうなのかというお話でし

たけれども、先ほどお話にも出ましたけれども、今回第一弾として実施するというものでございまして、基本的にはそういった大きく変えてしまったときに、どのような町民への影響ということも踏まえながら、要するに町民への影響ですとか、組織、職員への影響というものを考えながら、このたびは一気に大きな大課制の推進だとか、そういうことは避けて、そういう形で進めさせて順次、段階的に進めさせていただくという考え方で進めていきたいと考えてございます。

それと次に、職員数が減る中で外部委託ですとか、それによって協働のまちづくりの視点が必要ではないかということで、従来から私たちのまちは外部委託がほかのまちよりも振興センターがあるなどのことで、意外とほかのまちよりも外部委託が進んでいるというような状況がございまして、そういったものを行財政改革推進計画の説明の中でも、個別にはお話しませんでしたけれども、大きくは民間委託の推進と。その中には細かな、貳又議員がおっしゃったようなそういった文化ですとか、住民活動が盛んな部分で住民の能力を遺憾なく発揮していただけるような外部委託も含めて、外部委託の推進を進めることによって行政と民間の相互に活力が増すような、取り組みは今後も行財政改革の取り組みの中の大きな柱になってございますので、そういったものについても進めていかなければならないという考えでございまして。

それと事務分掌の変更の部分で、アイヌ総合政策推進課が企画課のほうに統合されて室になるということで、現在アイヌ推進については、今回政策推進課のほうに統合するわけなのですが、先ほど来言っているように政策推進としてやはりうちのまちにとっては1番大事な部分でございまして、ここは室という形で残させていただいて、今回特にアイヌの基本方針の見直しだとか、そういう作業を進めていくということを進めております。それについてはアイヌ政策推進室だけで考えるのではなくて、やはりそこは政策の部分で一体となって考えながら進めていくというようなやり方で、アイヌ政策については今後も引き続きしっかりと進めていかなければならないという考えに変わりはないということで押さえていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、この機構改革のこれからの進め方です。一気に進めるというところは、逆に一気に進めることではないという私の思いです。それは一つ、この行財政改革推進計画の調査特別委員会、議会のほうからも意見として出させていただきましたけれども、その組織機構改革による効率的な組織づくりの推進は方向性だけが示されているが、要は具体的な内容である体制づくりは時間をかけて検討すべきであるという意見を出しているのです、一気に進めることには賛成なわけではもちろんないわけです。ただ、その中で私は内部での議論は本当に大変深められたというところは評価いたしますが、やはり議会側との議論です。そういった部分は少し不足したのかと私は考えております。その中で、いずれにしてもこの具体的な内容である体制づくりが、令和10年までにどう段階を踏んで見えていくかというところがなかなかなければ議論にならないのかと。要は、今、町のほうは内部で考えているからという、そこの形はあるのでしょうかけれども、そこをいかに共有する。それはやはり職員の皆さんもそうですが、皆さんそこを共有しなければ一つ進んでいかないのかという気がしておりますので、その部分について伺います。この機構改革は、4月1日にこだわらなく

でも私はよかったのかと感じております。過去には8月の機構改革もありましたし、私は今新型コロナウイルスの重大な時期に、重複になりますが、そういった大きな事業も抱える。それからこの4月というのは、例えば税務ですとか、高齢者介護ですとか、そういう納付書を作業するところは大変忙しくて、さらに4月1日の人事異動に伴って職員の皆さんのかなり業務量が増えるのではないかと私は心配しておりますが、まずその部分。そしてアイヌ政策課の関係は分かりましたが、私は一つここには重みがあると思うのです。というのは、やはり白老町として、これはずっと私も言っていますが、全国の自治体としてウポポイを抱える、そしてアイヌ文化を継承、発信する我がまちにおいて、これはやはり大義あるまちづくりが必要になりますので、そこにはやはりアイヌ政策課というところは必要なのかと思いました。それは総務課長のご答弁いただきましたからまちの考えは分かりましたが、私の思いの的にはそういうところがありました。いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それではまず1点目の今後の進め方にも関係してくると思うのですが。先ほど来、8年間かけて段階的に進めるということで、大きくは今回でも話には出ていたのですが、例えばそれぞれの今部門に分けた中で、部門ごとに本当にこの構成でいいのかだとか、そういうもの。グループに関しても、このままでいいのかということ、これはこちらについては労使間の交渉というか、そういう職場間、あと労使との間の関係も含めて見直しを進めていかなければならないということと考えておまして、最終的には大課制の推進という意味では大きく民間委託の推進状況だとか、もっと人数が減ってきた中でどう進めたらいいのかということも含めて、先ほど来言いました副町長だとか、部長制だとかということも含めて、並行して検討していかなければならないということで、最終的には大きくもう少し少ない、今は教育委員会だとか、会計室だとか、議会を除いて4部門12課編成になってございますが、それについては大きなくくりで今後進めていかなければならないのかと、今視点で、これはきちんとお互い検討を進めながら労使間、職場間を含めて意見をいただきながら進めていかなければならないと考えてございます。

それと、4月にこだわらなくてもよいということがございました。確かにいろいろ時間がかかった中でなかなかすぐ決まらなかったという現実もありまして、そういったように6月にするのがいいのか、7月にするのかということも中では話はあったのですが、やはりこの機構改革については元来総合計画ができた、要するに町長が改選したときから、その推進体制をきちんとつくらなければならないということで、かねてから組織ヒアリング等をしていった中で進めてございますので、なかなか後にずらすということになりますと、4月ということで採用だとか、退職だとかという時期でもございますので、その推進体制が固まらないということも含

めて4月1日を目指して進めてきたということで、今提案させていただいているということでございます。

アイヌの課から室への変更でございます。先ほどと重複する部分もございますが、これはあくまでも施策自体は縮小するというのではなくて、政策推進課というところに統合することによって、ここも部門でいうと総合政策部門に位置づけられるのです。そのことによってこれまで以上に町全体の政策にアイヌ政策を取り入れていくという考え方のもとで進めたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今までの議論と答弁を踏まえて何点か質問します。

まず、今回の答弁なり、議案説明にもありましたが、令和3年度以降も組織機構を変えると、流動化すると答弁がありました。今、新たな組織が始まるのに、このような見通しの状況において理事者が発言したということは、8年間と言っていましたが、職員は腰を落ち着けて職務を遂行できる状況にあるのでしょうか。これから新しい組織に魂を入れてやるといっているのに、この先のことで組織が変わるといいう言い方をすると、もう一度言いますが本当に職員は腰を落ち着けて職務ができるのかと、私は職員の立場を考えると疑問を感じます。

そこでまず一つ目として、人が組織を育てて、組織が人を育てるといわれています。これは承知していると思います。その今回の組織機構の改革で職員力、組織力を高めて、答弁にもありましたけれども、迅速かつ柔軟に対応できる新たな組織になっていただきたいと私も念じています。しかし組織ありきではないのです。最大の鍵は町長、理事者が町内を掌握し、職員を同じ目標に向かわせることができるかどうかにかかっています。そこで今回、今日の議案も組織ありますが、今回の組織運営に当たっての組織運営の決意をどう考えているのか伺います。

次に二つ目です。これは議案の中の質問であります。まず議案説明で機構改革により目指す組織の理由については明記し説明がありましたが、その前提となる組織の現状と課題の内容については明記していません。これがあったからこそ今回の新しい組織になったと思いますが、この現状と課題をどのように把握し整理をされているかということをもつと伺います。

三つ目です。組織機構改革に当たっての基本の指標というのがあるのです。その一つである職員定数の現状値と目標値がありません。これは課の定数と設置と職員定数は表裏一体になるのです。なぜ職員数についての資料や説明がなされないのですか。ただ組織を変えるとか、こうだということではなくて、ここが私は基本の一つの組織機構という指標だと思うのですが、なぜないのか。あれば明確に資料を提出し、説明をしてほしいと思います。

それと、今回新たな政策推進課の事務分掌の特命がありました。先ほど私丁寧に聞こうと思ったのですが、現状の抱えている課題をやるのだと。そして事業部門を担うといいましたが、そこで伺うのですが、現在の白老町の行政組織規則で企画の事務分掌の中に政策の特命事項の推進に関するものと規定されているのです。今あるのに、これを運用していれば、同僚議員でやった答弁の部分がどうなのかと思えますけれども、なぜここにこうやって規定されているのに、あえてこの重要、事務分掌で新たな顔をつくって政策の特命推進ということになったので

すか。

その辺の整合性を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず、決意というご質問であります。組織機構を改革する長としてお話ししたいと思います。先ほどの答弁と重複するところもあるかもしれませんが、まず、白老町の将来を見据えた中で、人口減少が進んでいきます。総合計画の中から行財政改革の中でも組織機構は見直すというところの観点から、将来も見据えてこの組織はきちんとした形のピラミッド、そしてスリム化をしていかなければならないというのは前田議員も多分同じ考えだと思います。その中の手法として今回課を少なくするというのと、先ほど企画とか、政策推進課とかというお話をさせていただきました。何点か理由というか、考え方はあるのですが、大きな課題、町立病院や庁舎の検討等々の大きな課題も現実的にはある中、そしてウポポイができたアイヌ文化を中心とした政策等々の大きな白老町の課題もあります。今まではどちらかというブレーキをずっと踏んできたような状況でまちづくりを進めてきましたが、これは財政健全化プランが今年度で一旦区切りをついて、政策でさらにまちづくりを進めていくというところで組織機構の中の改革をしたところでございます。また、将来、今の定員管理も含めて職員数も必ず数年後に向けて、将来に向けてスリムになっていきますので、そういう大課制を見据えた組織改革と考えております。先ほどの1番最初の質問に腰を据えてというお話でございます。考え方はいろいろあると思っております。逆な話をすると、8年後までこの組織でいくといったほうが柔軟な対応ができないというメリットとデメリットもあると思っておりますので、組織改革でございますから、やはりそれは毎年検証しながら足りないところはきちんと補い、変えていくところは変えていくという組織にしたいと思っております。現在は副町長2人制ですが、例えば1人制にして部制をつくるかという、これからそういう話も考え方も出てくると思っております。職員がきちんと目標に向かって前を進むというのは、6次総合計画が上位計画でありますので、まず総合計画の目標に向かって、それぞれの課が、職員がきちんと意識を同じくして進んでいけばいいと思っておりますので、それは今の改革には変わらず進めていきたいと思っております。あとは、今回企画を2つに分けて、財政と政策推進課に分けたところが、この組織改革という意味では大きな視点かと考えておりますが、企画と財政の話をすると、ここは庁舎内でもいろいろな議論があったというお話をしたのは、白老町だけではなくて、いろいろな市町村の例を参考にはさせていただきました。大きな市、まちは別として、やはり町村については財政と企画が統合というのですか、くっついて進んでいくという形が今の主流になってきているという流れだと思っております。それはなぜかという、やはり10年とか、20年前に比べると、どこのまちも財政がまず一つは大変な状況であるということで、ここはきちんと細かい話をすると、不用額も残さないで、まちづくりのためにきちんと予算を使っていこうという意味では、企画と財政が一緒になって連携をして進めていくのは一つの考えだと思っておりますので、そういう考えで進めていきたいと思っております。前田議員おっしゃる腰を据えてという部分には相反するかもしれませんが、それは臨機応変に考えて今後、1年、1年交代するわけではなくて、数年をかけてきちんと考えて組織をつくっていききたいと思っております。

し、これから高齢化が進んだり、まちのインフラ整備等々の大きな問題もあります。ただ、それだけだと財政がいずれ詰まってしまうと思いますので、ここはきちんとまちづくりの観点からも、そういう組織機構につくっていかねばならないということで、この組織機構が私も100点だとは思っておりません。いかに100点に近づけるかというのが一つの課題だと思っておりますので、今回は組織機構改革の見直しということで進めさせていただきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、2点目の現状と課題でございます。説明会のときに基本的な考え方というか、目指す方向のほうから説明させていただきまして、課題の部分については押さえはあるのですが説明はせず申し訳ございませんでした。まず、組織の現状といたしましては、先ほどもお話触れたのですが、こちら15年前と比較して大幅に職員数が減少している一方で、課、室の数ですとか、グループの数、課長職の数は逆に増加しているというような組織が肥大化している状況が見えるというのが、それとそのため1グループ当たりの職員数も減っているというようなことで現状を踏まえてございます。その中で課題として捉えていますのが、まずグループ員の減少によりまして業務量が変わらない中でということで、やはり職員一人当たりの業務量が増加してきているというのが1点と、あと管理職も実務に追われる中でマネジメント業務が手薄になる傾向にあるということが一つです。それと3点目は、全職員数に対する管理職数の割合が増加しているということで、こちらは人件費ですとか、ラスパイレス指数といった指数に影響が出てきているというところでございます。それと課、室間の情報の共有ですとか、政策協議、あと連携というところが、例えば、課題が解決するに際しまして連携が不足な部分があったりすることによって事業の後戻りが生じるとスピード感が不足をしているというようなことで現状を課題として押さえているところでございます。それと職員定数の説明でございますが、定員管理計画につきましては現在、案としてはもうできておりまして、こちら行財政改革推進計画の成案化と同時に議会の皆さんにも説明の機会を設けさせたいと思っておりますのでございますが、ちょっとこの組織機構の見直しにあたりまして、課長のほう等にも提示しているという部分については、令和2年度においては全正規職員が269名おりますけれども、こちらについて今、計画では令和10年には248名ということで、今21名ということで、減らすという内容の計画を今立てているという案の状況になってございます。それと事務分掌の関係でございますが、特命事項というところは、確かにこれまでもあった部分もございましてけれども、こちらについては先ほど政策推進課という新たな部署を設置する中において、先ほど内容も若干説明させていただきましたけれども、ほかに都市政策だとかということも、そちらは新設させていただいたのですが、そういった特命事項ということで、政策に特化した、病院改築等の今喫緊に進めなければならない事務を表現するという意味合いで重要課題に対する特命事項ということを政策推進課の事務分掌としていたところでございます。事務分掌規則については、細かく整理して今回異動のあった部分については整理するとともに、今後はまだ規則に定められている事務分掌自体が課によっていろいろ項目の大小にばらつきがありますので、そちらについては今後いろいろ現課のほうと含めて検討を進めていきたいと考えて

ございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私が言っているのは、町長も副町長も政策形成の展開を充実したいと言っています。私は今なぜ質問したかという、この前の議案説明のときに言ったのです。こういう大事なものを議会に一切協議、話をしていないですと。だから私は今日質問をしているのです。なぜかといったら、やはり戸田町長が行政組織として町民のサービス、政策がどうできるかという重大な組織改革です。今日はその条例です。そうすれば、私が今2、3質問した、こういうことはどうですか、今日は議案説明ありません、こういうのを政策立案の過程で整理されて、本来は議会に提出をして、それを理解のもとに質疑されるのが筋だと思うのです。まずここからスタートです。なぜ今言ったように、2点言った問題がなぜこの議案についてこないのですか。事前にこういうことだと、これだけの定員管理の中だからこういう組織になりますとか、あってしかりではないかと思うのですが。まずそこから欠けています。政策立案するために議会に対する資料。本当に皆さんいい組織になってほしいと思って質問しているのです。私はそう思っています。管理職、ある程度整理をしてピラミッドにやって、一つの政策をつめていくと。その先に内部の中でそれぞれ分担が責任を持ってやる。本当にいいと思っています。ただ、中身については多少議論あります。だから言うのです。そういう一歩として、やはり政策立案を出して重大なことをやるということは、そういうことがまず前提になれば先ほど言ったように町長の言う職員を同じ目標に向かわすことができますかということなのです。分かりますよね。まずその1点です。

それでもう一つ伺います。具体的に伺っていきます。ということは、今まで企画にも特命事項があったのです。けど今までこれは機能していなかったから新たな組織でもつくったのだというような理解でよろしいということですね。それがどうこうというのではなくて。多分、町長そうだと思うのです。その辺の整理の仕方をお聞きしておきます。

それで、今特命事項について答弁ありましたから分かりましたけれども、ちょっと私調べてくると、よその自治体も町長言っていました。特命業務とは一定の段階までは知られたくないといった、そういう施策的なものを特命事項というのです。うちはそうではなくて、今抱えている懸案事項を政策推進課で整理するという考え方でよろしいということですね。それを踏まえてお聞きします。そうすると、これは職員のほうも非常に私は危惧していると思います。今後の問題。なぜかといったら、今言ったように特命に管理をして、先ほど答弁ありました。私は聞きました。職員も聞いていると思うのですが。今まちが行わなければならない政策を遂行するのだと。これが特命事項ということですね。そうすると、従来の政策の多くは各課から出てきていました。しかし4月以降は町長から各課に下げて、おりていくことになるのかどうか。そうすると非常に各課が今後政策を出していくときどうしていくのだと。非常にその辺のすり合わせは大変だと思います。そこで、この重要政策の形成にあたって、政策推進課はその政策循環、P D C Aのどの場面に関わるのか。その懸案事項、特命事項は政策推進課自らP D C Aのどこかであったか分かりませんが、とりかかって、そして全て事業を完結するまでに政策推進課がいくのか。あるいは単に事務分掌で明らかになっている担当課、分かりますね。

そこに言葉は悪いけれども、町長はこれをやってくださいと言って各課にまた丸投げしてしまって、そうなるのか。これは非常に町長、副町長、先ほど同僚議員に答弁していますが、非常にここは危険なラインなのです。大事になるのです。これはこの組織は浮上するか、沈下するかどちらかです。そこで、その理事者と政策推進課の立ち位置はどのようになるのですか。ここは非常に大事です。ここは公の場できちんと整理をしておかないと、今後混乱します。まずそれだけ伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず、前段の議会に対しての説明のあり方について、資料等を含めて十分な議員の皆様方に対して資料等が用意されていなかったということについては、私の立場から大変申し訳ないということで一言入れたいと思います。今後、案件によりましては十分ご理解をいただくための資料配布をしっかりとしたいと思います。

それから特命のあり方についてですが、基本的には特命だから、今前田議員のほうから言われたように、隠すということではないけれども、即座に表に出してみんなで議論するというような、そういう意味合いでは、言葉の意味からいけばそういう意味合いではなくて、ご指摘があったようなところはあるかと思えます。ただ、それが秘密裏に例えば町長の意思のみで特命になったりすることはあってはならないことだと私自身も、町長自身も、そのところは理解をしていると思います。そのところを押さえながら、政策推進課における特命の扱いについては、ただ、こういう事業が今あると、そうしたらこの課で、この課長のもとでやらなければならないという、そういう丸投げ的な部分を全面的に立てたようなことではなくて、きちんと政策推進としての、要するにプランからアクションまでの部分を一定限通しながら事業の遂行を図っていくと。その中には確かに政策推進課のみでできない部分というのはあるかと思えます。ほかの課と連携、共同をしなければならない事業ということがありますから、そのところは連携を図りながら進めていかなければならないと考えております。ですからP D C Aのプランからアクションまでのところのどこに位置づけられていくのかというところは、そのときにケース・バイ・ケースによって、特にこここのところは政策推進課入るだとか、またはこここの部分についてはほかの課と連携を図りながら進めていくだとか、そういう柔軟性も含めて政策推進課が関わっていかなければならないと考えております。いずれにしろ、丸投げの政策推進課がただ事業を考えてこれはやってくれと、そういう課ではなくて、一定限の完結までの見通しを持ちながら業務を進めていくと考えております。そういう立ち位置の中で、理事者がどういう立ち位置を持って、そのところをマネジメントしていくかというところは非常に重要なところだと思います。先ほどご心配いろいろあった中での企画財政課の部分もそうですが、やはり理事者がどういう目線を持ちながら、もっと前に言えばまちの現状についてどう理事者が分析をして、そしてそれに基づいてどういう政策を打っていかなければならないか、その辺のところと同時に、一つの事業に対しての見通しをしっかりと持ちながら進めていかなければならないと考えておりますので、理事者の今後の責任という部分においては、これまでが十分であったかというのはいろいろ評価のところはあるかと思えますが、これまで以上にしっかりと見通しを持って各課に対しての指示、指導、命令をかけていかなければならないと考えてお

ります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今の答弁で時間があまりないから議論したい部分があるけれども、それは思いとして受け止めておきます。ただ一つ、これは釈迦の説法ではないのですが、政策とは何か。施策とは何か。そして事業とは何か。そうですね。事業だけ言わせてもらいますが、事業とは施策を実現するための具体的な取り組み手段であると。この言った三つを町長、あるいは担当は別にしても、担当は従来やってきているのですから、政策推進課がこれをきちんと政策、施策、事業を理解してやらないと、副町長は多少懸念されるけれど大丈夫だと言っているけれども、これは瓦解する可能性が多分にあるのです。そしてこの課は、職員から信頼されない課になる可能性が十分にあります。そこを本当に町長が先ほど言ったどういう目標で組織を引っ張っていくか大事なのです。これだけ申し上げておきます。今後、私も見ていきたいと思います。それで質問に入ります。先ほども同僚からの質問ありましたが、企画財政の関係、確かに事業調整に関しては一步譲っても、いい意味でブレーキとアクセルの部分が、そのときの職員の能力によります。だめな職員になってくればブレーキもアクセルも効かなくなります。そのチェックはきちんとしないと、これは理事者が、そこにいった課長がきちんとしないとだめになります。これももう一度聞いておきます。それで、ここでいう事業調整に関することはいいのですが、基本構想で総合計画に関する事項まで企画財政課に入っているのです。私も調べてきたら、ある程度の規模のところは政策推進課のほうに入っているところが多分に多いのです。3万人前後の市、町だったら。何を言いたいかといったら、私はこの部分が不可解なのです。ということは、第6次総合計画と、重要政策課題の整合性なのです。総合計画はまちづくりの羅針盤とっています。役割を担うと。ということは、最重要な計画となっているのです。ではなぜ基本構想に関する事項を政策推進課が担わないで、企画財政課にいくのだろうか。私もずっと見てきたら、第6次総合計画の重点プロジェクトは町長知っていますか、二つあるのです。一つは人口減少抑制、もう一つは地域経済活性化を掲げています。これこそが町長が目標とする重要政策課題ではありませんか。そうすると、今までの答弁を受けると、政策推進課の範疇になってくるし、これはこの課の使命なのです。特命だということですから。なぜこの基本構想で総合計画が財政企画課にいつってしまったのですか。アクセルとブレーキを踏むような課に。本来違うでしょう。1番上の上位の計画です。同僚議員も前回代表質問をしていました。そういうものがなぜ政策推進課が抜けるのですか。もし、今日はまだ審議していますから、できるのであればしろとは言いません。もう1回、町長、事務分掌の再考をすべきではないですか。ここに入れるべきです。そうでないと最重要の特命の課になりますか。そこから調整してこれはこうだとやるのでしょうか。思いつきでいかないのですよね。そういうことです。

最後に言っておきます。これは職員も多分考えていると思うのですが。多分、町長の専決で政策推進課が新設されたと思えます。議論もあったと思えます。先ほども言いましたが、そうするとトップが方向性を正しく示せるかが組織の活性化と、私は何回も言っていますが、職員のマインドに大きく影響します。何回も言いますが、職員もこれは危惧していると

思います。そこで、ここなのです。重要政策課題の特命とうたっているけれども、先ほども言いましたが従来は政策領域を担ってきた各課の自主性の発揮と責任の明確化、政策形成過程の透明性の確保はどのように図れますか。これはきちんと新しくできる政策推進課と従来課の線引きをきちんとしておかなければ、私が今言ったような部分になってくるのです。

それでもう一つ、これで終わります。そうすると今の問題を解決しないと、職員の今度は政策管理や政策能力にマイナスの面が働いて、大きな影響を及ぼしかねません。特に組織全体の意識高揚、公務能率向上が懸念されますが、ぜひいい組織にするために今言った3点ほど個々に答弁お願いします。これらをきちんと間違いなく整理をして職員のモチベーションを上げる組織にしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず一つ目、政策、施策、そして事業という捉え方については、これは私も前田議員と同じく非常に押さえ方、十分しっかり捉えなければならぬと思っています。これはやはり戦略と戦術とよく使えますけれども、それと同じ取り方が十分押さえて政策形成を図っていかなければ事業になったときの内容的な部分が大きく違うということがありますので、十分そのところは今後学習会も含めて再度職員のほうには話をしていきたいと思っています。

それから特命のあり方については、私も今改めてご指摘いただいて、先ほどもお話したのですが、特命のあり方そのものについてはいろいろ押さえておりましたけれども、その事務分掌の辺りの整理の仕方については、もう一度しっかりと見直すところは見直しをして、議会の皆様方も、それからもちろん職員のほうもしっかりと分かるような形で整理を図りたいと思います。

それから政策の透明化に関わってのあり方ですが、決して政策推進課のみが政策をつくり出すというところではなくて、やはりそれぞれの課が持っている業務内容に関わる政策と申しますか、施策、そして業務、そこはそれぞれの課における責任が十分持ってまちづくりに関与していかなければ、やはり全体的な役場と申しますか、組織としての全体的な機能が果たせられないだろうと思っています。その中で管理のあり方です。それぞれがそれぞれの課の政策づくりがなされる際の職員の、課長を含めての管理能力がどういうふうにして発揮されていかなければならないかというのは、これは非常に重要な組織としては課題だと捉えております。ですから、先ほども申し上げましたように、今まで以上に逆に町長を筆頭に理事者の状況の見方、それから目線の置き方、そして事業過程をつくり出すときの指示、指導、命令の在り方が非常に強く問われるだろうという認識、そしてその問われるだろうということではなくて、しっかりとそれに対応できるようなリーダーとしての資質、能力の開発をこれからもしっかりと進めていかなければならないと考えます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私の言った部分も含めて検討すると言いましたので、ぜひよりよい政策ができ、町民に還元できるような組織にしてほしい。もう一つだけ、今、明確に答弁もらったので、事務分掌を見直すと言ったけれども、この第6次総合計画と重要性課題における新し

い課の在り方の部分の事務分掌はもう1回検討するというこゝでよろしいですね。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 指摘になった部分について、細かくの部分については、正直なところ、指摘をただ無下に違うというわけには私自身は捉えておりますので、結局は最終的には私たちが捉えたのと同じくなるかもしれませんが、そのところの検討はもう1回させてもらいます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。すぐ終わります。今までの議論を聞いてきました。細かいことはもう結構です。今、二元代表制ですから、町が組織機構を改編するということは、町がもっとも運営しやすい形を考えると、これは私は当たり前なことだと思っております。ある意味、専権事項でもあります。ですから、そういう視点の上に立って、この計画は少なくとも私は職員が積み上げてきた中身の集大成だと思っております。そういう形での今の現状だと私は理解しています。それはなぜか。今まで三つの課題でやるといったことを組織は長く延ばすといったわけだから、私はそう理解しているという意味です。今1番問われているのは何かと云ったら、私は部長制も理事制もひかないとおっしゃっていました。今1番問われているのは、理事者のリーダーシップなのです。ここが全てです。組織が細かいことではないのです。何を言いたいかと云ったら、なぜ議会で政策が問題になるのかということなのです。何度も何度も皆さん言うでしょう。どうしてか。それは細かなことではなくて、我々が心配しているのは何かと云ったら、町の中できちんと議論が組織され、全体として意思が統一され、それが集約されて議会に示されているかどうかということなのです。ここがきちんといかないと私はだめだと思えます。ですから、何を言いたいかと云ったら、組織指導をするのであれば、そこを重視するのであれば、例えば担当理事者が、部長制をひいていないのだから、きちんと意見を集約する。何の意見を集約するのか。課内の意見、下からの積み上げられた意見を含めた議論をきちんと組織し、必要があればその議論を理事者が直接聞いて、そこを組織して政策化することなのです。今1番政策で欠けているのはテクニックでも何でもないので。議員の皆さん、職員力があると言うでしょう。何か。力があるのです。引き出されていないということなのです。ですから、担当理事者がきちんとそれぞれいるわけです。そこが、課内の意見をどうやって集約するかということ、そのリーダーシップが問われているのです。今の政策課題でいえば。本当にそこを町長含めて分かっているかどうか。組織に魂を入れる。こちゃこちゃいじってもうまくはいかないのです。そういうことでは全然ないのです。レベルが違う話なのです。問題はそこに魂を入れるのは理事者の力量と政治家としての力量です。そこが職員の皆さんと理事者が違うところなのです。本当にそういう視点で担当理事者の課の人たちは課内できちんと集約していますか。私はそこが本当に、この場にきて検討する、考える、改める、この場にきて言うというのは何か。きちんと中できちんと議論されていないということです。実際現れているでしょう。検討するということはもっとやり直すということです。違うでしょう。出してくる時。そういう理事者がきちんと時間内でも時間外でも、少なくとも幹部をきちんと集め、職員の意見をきちんと集約して聞き、その意見が全部とは言わないけれども、

そういうことが反映されるような組織をつくらないと、私は細かなことでいくら議論してもだめだと思うのです。そこが理事者のリーダーシップが1番問われているのはそこなのです。本当にそこを私は理解してほしいのです。そういう組織にしないと、部がないのだから。部があれば部長が責任持つかもしれないです。意見集約されますから。だけど違うのですから。そこら辺、本当に考えてほしいと思うのですが、見解だけ伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 大淵議員のほうからご指摘いただいたように、物事のよしあしは組織としての中での物事のよしあしというのは、やはりリーダーがどれだけの資質能力を持って組織をマネジメントしているかという、そこにかかっていることは事実だと思います。それは私自身も町長も含めてしっかりと捉えているつもりでありますし、今後もそのところを、今足りない不足している部分について、十分補う努力をしっかりとしながら、ご指摘された職員の意見の集約、そして議論の在り方、そしてそれを政策として形成していく、その在り方についてしっかりと肝に銘じて、今後理事者の一人として関わっていきたくて考えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。検討も何もしなくていいです。ただ、きちんと形に現れるようにしてください。理事者が、少なくとも課長や、その下で働いている人たちの意見が集約される仕組みをつくる。これは検討も何もしなくていいです。だけど、それはやらなければいけないのです。だから、そこはきちんとやってほしいのです。それだけです。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） そのことについては、これまでも経営調整会議、それから経営会議というようなことでやってきた部分があります。しかしながら今の部分での大淵議員の指摘からいえば、そこの中での在り方も含めて、なかなかそういう形には、というか実りとしてなっていないというところの指摘かと思えます。そのところは今後、今回出されている一つの部門ごとの議論の場がありますので、そのところを十分使いながら、今言った仕組みというような形に形成を図ってまいりたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、4番、貳又聖規議員。賛成12、反対1。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正す
る条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白老町議
会会議規則（平成20年議会規則第2号）第8条第3項の規定により提出します。

発議1-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 総務課、企画財政課、政策推進課、税務課及び生活環境課の所管に関する事項。

第2条第2号アを次のように改める。

ア 町民課、健康福祉課、子育て支援課、高齢者介護課、産業経済課、建設課及び上下水道
課の所管に関する事項。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

発議1-3をお開きください。議案説明であります。行政の組織機構の見直しによる「白老
町課設置条例」の一部改正に伴い、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所管を変更
するため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表は、下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせてい
ただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日、3月24日から6月30日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 0時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子